

江戸中期の大阪における取引組織(一)

安岡重明

目次

- 一 はしがき
- 二 近世初期の大阪
  - (一) 大阪の開発
  - (二) 大阪と畿内諸都市との関係
  - (三) 大阪の專業問屋
- 三 十七世紀後半における問屋制確立およびその意味(以上本号)
- 四 十八世紀初頭における市場構造
- 五 享保期における市場政策
- 六 十八世紀後半における株仲間政策の前提

一 はしがき

この論稿は、江戸中期における大阪市場の構造およびその変化を追求し、それを通して幕藩制的市場構造の変化の意義をあきらかにする目的でかかれるものである。最近の幕藩制成立期における権力構造および社会的分業構造の追

求によって、幕藩制成立期における畿内の地位が明確になされつつあり、それに伴って、幕藩制における大阪の位置も、しだいにあきらかになってきた。中井信彦・佐々木潤之介・脇田修・朝尾直弘・高尾一彦・中部よし子氏などの諸研究がそれであり、やや時代はくだるが川上雅氏の研究もそうした問題の解明に寄与するものであろう。また山口徹・小野正雄氏の敦賀・小浜の研究も、大阪市場の登場過程を側面から照明をあてる研究である。<sup>(1)</sup>

以上の諸研究によって、畿内諸都市の意義について理解が深化したにもかかわらず、大阪市場の位置づけは、幕藩体制の研究の進展に伴って論理的に設定されたという域を多くすることはできず、わずかに脇田修氏の研究が近世初頭の領主米の流通を具体的に解明したにとどまる、といえ、極言であろうか。佐々木氏の論稿が畿内の位置づけにすぐれた展望を与えたことによって、今後の研究の進展に寄与するところ大であるが、具体的に検証すべく残されている問題は多い。

研究の現段階を考慮しつつ、今後解明すべき問題を私なりに整理すればつきのごとくなる。

(一) 全時期を通じて、畿内および大阪と諸国との社会的分業の具体相をあきらかにすること。年貢米、手工業生産物をはじめとする諸商品がいかなる形で流通し、いかなる形で取引せられたか。

(二) 大阪が全国的市場としての地位を確立する過程に、大津・京都・伏見・兵庫・堺・平野などの諸都市の機能を集中する側面があったと考えられる面があったと考えられるが、それはいかにしてなされたか。また周辺農村との関係の変化はどうなるか。

(三) 大阪市場内部の構造変化。藩役人、特権的門閥商人による市場支配から問屋商人による市場支配への移行。この過程における流通部門の社会的分業—機能分化の進展、および取引仕法の変化。

(四) 中央諸都市手工業の実態の解明およびその意義の変化。

(五) 大阪の幕藩制における位置およびその変化。そのほか江戸と大阪の関係、十八世紀後半以降の特産地形成と大阪市場との関連の追求。

おおよそ以上の諸問題がある程度解明されれば、商品流通の問題を幕藩体制との関連において位置づけることができ、幕藩体制論と商品流通史研究の間隙をうめるに役立つだろう。しかしながら、これら諸問題のひとつひとつさえも、現在にわかに解明できる問題ではなく、事実の精力的な収集が要請される。当面とりわけ要請されるのは江戸初期の大阪市場の構造であると思われるが、私にとっては早急に解明できないので、この期については一定の仮説をたてた上で、江戸中期における大阪市場の構造を、主として取引組織の検討を通して行いたい。

- (1) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』一九六一年、塙書房。佐々木潤之介「幕藩制第一段階の諸面期について」(歴史学研究、二六〇号、一九六一年)、「幕藩制における畿内の地位について」(一橋論叢、四七卷三号、一九六二年)。脇田修『近世封建社会の経済構造』一九六三年、お茶の水書房。朝尾直弘「十七世紀における産業構造の特質」(日本史研究、五六号、一九六一年)。
- 高尾一彦「寛永期河内の綿作農村について」(研究、一九六一年三月)。中部よし子「畿内に対する慶長期徳川政権の政策」(近世史研究、三四号、一九六二年)。川上雅「寛文・延宝期鴻池資本の運動形態」(ヒストリア、三二・三三号、一九六一年)。
- 山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態」(歴史学研究、二四八号、一九六〇年)。小野正雄「寛文期における中継商業都市の構造」(歴史学研究、二四八号、一九六〇年)。
- (2) 脇田修、前掲書第一章。
- (3) 佐々木潤之介、前掲稿。

## 二 近世初期の大阪

### (一) 大阪の開発

江戸中期の大阪市場を解明する前提として、史料がきわめて不備であるにもかかわらず、ひとまず江戸初期におけ

第1表 大阪三郷の石高

古町	5,000,000石	新町	6,183,39815石
北組	2,876,757	2,401,62915	
南組	1,407,178	3,459,477	
天満組	716,064	322,292	

幸田成友「江戸と大阪」25頁より

る大阪市場の概要をあきらかにしておかねばならない。

大阪は石山本願寺の門前町として栄え、秀吉が天正十一年これを領して以後は、政治経済の中心地として繁栄の一端をたどった。天正八年石山開城にあたって、大阪六千余軒の町人ごとく教如にくみして、開城に反対したという事実<sup>(1)</sup>、開城のさい発生した火災により焼失、三昼夜にして滿城一推の焦土と化したといわれている事実から、石山時代すでに相当規模の都市となっていたことはあきらかである。大阪および附近の検地は天正十一年七月、秀吉入城後まもなく行われ、その後文禄三年、四年にも行われた模様である。古町五千石というのは恐らく豊臣時代の大阪市街の総石高であって、かりに一反を二石とすれば二五〇町歩となり、船場・下船場(西横堀川以西)、および天満の

一部を含んだものと推定されている<sup>(2)</sup>。諸侯は築城の当初、町家に分宿したが、のち屋敷をもつようになった。慶長年間その屋敷のわかるものをあげれば、玉造に細川、宇喜多(あるいは備前島)、蜂須賀(もと阿波座にあり)、前田・鍋島・浅野・片桐の七郎、備前島(大阪城の北)に石田、天満に黒田・織田信雄の二郎、木津に毛利の屋敷があった。また竜造寺町・安国寺坂・順慶町は、これら諸侯の屋敷地であったと伝える。こうして大阪の市街は整備され、船場の東西を限る東横堀川、西横堀川も慶長年間に開さくされた。このほか天満堀川のほられたのが慶長三年といわれている<sup>(3)</sup>。

しかしながら、下船場の地域すなわち西横堀川から木津川に至る地域に東西に貫流する数多くの新堀が開かれたのは、むしろ元和から寛永のはじめにかけてであり、この事実から大阪落城後も商業都市としての大阪は急速に発展したものと考えることができる。寛永十一年(一六三四)の調査に新町六、一八三石三斗九升八合一勺五才と記されているから、大

阪の発展はめざましかったことがわかる。ここで注意すべきは、一度の戦火によって壊滅した市街が急速に再建され、大阪中心部の主要な堀川は落城後ほぼ十数年にして開きくされたことである。元和元年大阪落城後、大阪を領した松平忠明の大阪再建策にくわえて、豊臣氏の滅亡によっても、大阪の発展が後退せず、全国市場としての基礎をはいやくも築きつつあったのである。それは秀吉によってなされつつあった大阪の地位の確立であった。

堀川の開きく事情をみると(地図参照)

1、東横堀川 これは東は旧大和川、北は大川、南は空堀とともに、大阪城の三の丸の境になっていた。慶長五年には新堀と称せられていることから、同年以前に掘られたものである。

2、西横堀川 これも慶長年間に開きくされた。西横堀川と木津川をつなぐ阿波座堀(阿波堀川)が慶長五年にできているから、ほぼ同時期ではなかったか。西横堀川を一名七郎右衛門堀というのは、永瀬七郎右衛門がこの川の開きくに関係があったためと推察される。永瀬氏は江戸時代、代々三郷惣年寄を勤め、西横堀川の東岸七郎右衛門町二丁目(西区横堀町二丁目)に住んだ。

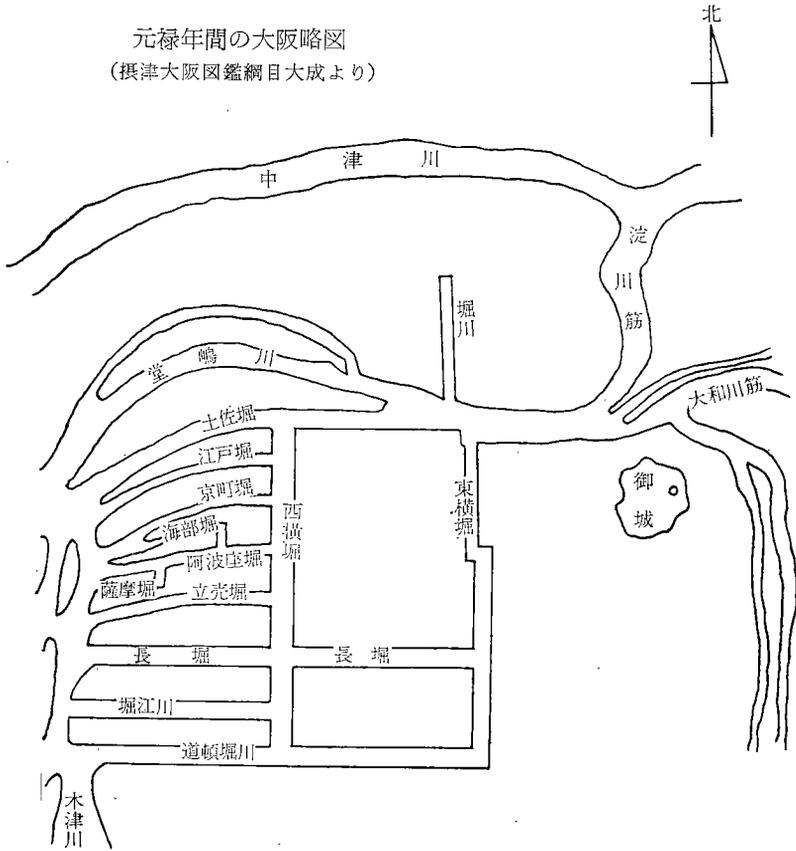
3、阿波堀川 慶長五年開きく。これより南の立売堀川までを阿波座といい、阿波の商人が群居した。

4、道頓堀川(南堀川) 慶長十七年に着手、元和元年開通。東西横堀川と木津川をつなぐ。安井道頓一族が自費にて行う。

5、江戸堀川 元和三年開きく。江戸堀川銀札で有名である。この銀札は開きく者またはその金方の発行したものとわれている。(署名は桔梗屋伍郎右衛門、紀伊国屋藤左衛門)

6、京町堀川(一名伏見堀) 元和三年開きく。伏見京町よりこの地に移住した町人による。伏見からの移住者の多くは、二ノ丸と空堀・東横堀川の間に移住した。

元禄年間の大坂略図  
(撰津大阪図鑑綱目大成より)



7、海部堀川 寛永元年竣工。魚商人の出願による。一名永代堀。

8、長堀川 寛永三年開さく。

9、立売堀川いぢり堀 元和六年着手、一時中止、寛永三年惣年寄宗喰屋次郎右衛門により開さく。

10、薩摩堀川 寛永五年着手、同七年竣工。薩摩屋仁兵衛が主として開さく工事を掌った。薩摩よりの入船はすべてここにづく。

右のうち西横堀川の開さく者と見なされる永瀬は北組惣年寄の一人であり、安井は南組、薩摩屋は天満組の惣年寄の一人である。これに宗喰屋次郎右衛門を加えれば、四堀川は惣年寄クラスの町人の手によって開さくされている。その他の堀川の開さくにしても各地より移住してきた商人と深い関係にあることがわかる。

大阪の開発と密接な関係をもったこれら有力商人が行政的側面とともに商取引の面においても事実上の統轄者の地位にあったと想像される。たとえば承応三年(一六五四)、町奉行は材木問屋、仲買のうちより才幹器量ある者十人を選出し、竹木に関する一切の公用を処理し、あわせて竹木商全般の取締りをさせた。<sup>(6)</sup> こうした取引・行政の二側面において、いわゆる初期特権商人の役割をはたしたのが、惣年寄を頂点とする有力商人層であった。やや事情のあきらかな薩摩屋仁兵衛についてみよう。

『大阪編年史』<sup>(7)</sup>は「薩摩堀名称之原由」として、つぎのようにのべている。

寛永五辰年ヨリ同七年年ニ至リ、阿波坐新堀開発ノ事業アリ、依テ先祖薩摩屋仁兵衛尉此旧二兵衛尉ト云フ、依テ薩摩ニ館入ス、ナル者因テ國号ヲ以テ家号トスルヲユルサス

北浜五分一町ヨリ移住開発万端世話致ス、其頃土井大炊頭殿ヨリ新堀繁昌ノ為薩摩領國産着荷ノ義ヲ薩州藩へ依頼ニ因リ、右新堀ニ限り荷物相着候ニ付、鍋屋宗円、薩摩屋仁兵衛兩人へ荷物取締被申付、茲ニ於テ新堀ヲ改メテ薩摩堀ト号ス

土井大炊頭殿ハ当時格老ニテ滞坂ノ事アリ、一説ニ開発掛ト謂(原文空白) 雖シ、願慶寺に由緒有之赴ナリ

北浜五分一町ハ今ノ船町其所ナリト伝承ス

鍋屋宗円ハ正保ノ頃絶家ス

大阪再建に力があった松平忠明は、元和五年七月二十二日大和郡山に転じ、以後大阪は幕府の直轄となった。しかし、幕府の大阪繁栄策がその後も継続したことは老中土井大炊頭（慶長十五年—寛永十五年十一月の間老中在任）を大阪開発に一役かわせていたといわれていることから推察できる。こうして薩摩屋仁兵衛は鍋屋宗円とともに薩摩國産物の取締の地位につき、その後の改革によっても薩摩問屋取締の地位を維持し、物産の売捌をしなくても、一定の口銭をえるという特殊な権利を失わなかった。<sup>(6)</sup> 開発の当時薩摩堀の附近を支配していたと思われる願慶寺へ出された薩摩藩からの依頼状は、薩摩藩、願慶寺、鍋屋・薩摩屋三者の関係をあきらかにしている。

區産取締之儀ニ付該藩午寄ヨリ 願

慶寺へ照会状之字

已上

(写本)

中納言分國諸商人船共、阿波堅新堀へ可相着之由、従去ニ年相定候、弥不可有異説也、畢竟此義も新堀繁昌のため、又者薩摩之商人共一所ニ相着い得ハ、彼是法度之為商人共も心安い間、如此就御懇望申定也、此方之儀商人共へ堅申付事ニ候間、自御手前も被対商人衆非道之やから無之様ニ御入魂尤候、然共右宿之儀御見計ニ而可被仰付由肝要候、左様ニ候ハ、鍋屋宗円・薩摩屋仁兵衛尉をも可被相加候、此外りくつ申者候共、其旨御そたて有間候、右兩人之義も貴僧を相背、氣任之儀も候ハ、可有御離候、猶重而在國之年寄衆致相判可進置候、先ハ一人ニ而如此候、恐惶謹々

霜月九日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

願慶寺

玉床下

此書願慶寺ヨリ二兵衛尉へ附与セラル

藩が大阪の市場開発に寄与した例としては、このほか、木材市場がある。諸国の木材は元和末年ふたたび大阪に輻湊し、そのうち土佐藩の木材が過半を占めた。当時販路せまく供給過剰であつたから、土佐藩より幕府に出願して材木市場を立売堀に開いた。これより大和吉野・紀伊新宮・阿波および九州諸国の材木続々来着し、市況殷賑を加え、まもなく問屋仲買の区別が起つた。土佐藩は市場建設の恩人であるからその木材を御材木と称し、立売には第一番にこれをかけ、他国木材は問屋口銭一割のほか三分以上一割以下の歩引を仲買に与えたのに、御材木の口銭はわずか二分で仲買にも歩引を与えなかつた。<sup>(4)</sup>

以上の諸事実から大阪市場の開発が豊臣氏滅亡後も一貫して幕藩双方の必要によつて継続せられたこと、すなわち幕藩体制の必要によつて元和から寛永にかけて商都大阪の基礎が再確立したこと、そして幕藩権力の市場創設と結びついた有力商人が自力あるいは権力の援護のもとに堀川を開発し、市場に対して一定の権益を確保したこと、その権益の内容はいわゆる初期特権商人のもつたそれとほぼ同質であつたと想像されること、を導き出すことができる。<sup>(5)</sup>

## (二) 大阪と畿内諸都市との關係

元和から寛永にかけての大阪市場の整備によつて、大阪と諸領国との結合は強化され、従来畿内諸都市が都市群として諸国と結んでいた経済關係のいくつかの機能を大阪が集中する傾向があらわれ、大阪周辺諸都市の發展が停滞せしめられる傾向があらわれる。

前述の海部堀川(一名永代堀)の開さく理由の根元は、寛永以前までは摂州尼崎、泉州堺にしか着荷しなかつた干鰯荷物を大阪へも入荷せしめようとしたことにある。

此儀、往古寛永以前迄、干鰯荷物取捌致候ハ、摂州にて尼ヶ崎、泉州にて堺のみ、大坂表へハ参着不致、処、水上津出シ之弁利を得、ハ、肥物干鰯引受候積リニテ堀川を願、御免彼仰付候ニ付、魚商売問屋業之者ハ、何れも浦々漁場掛リ候故、銘々手続

を以、国々漁場網元江仕入先銀差遣、新浦等見立、新規ニ網株等取企、鱒漁業相持せ候処、次第ニ荷物参着致、ニ付、五畿内ハ不及申、播州・丹波・伊賀・近江・紀州・阿州、都而拾老ケ国之百姓商売人通弁宜敷候付、追日永代浜市場之干鯛買求ニ来集致候ニ付、干鯛中買商売之人数追々出来、三町居住不相成、三町統之町油掛町・信濃町・海部町・敷屋町・京町堀三丁目・四丁目・五丁目迄ニ売買人居流候故、何となく此町々を靉と唱へ、惣名を靉之嶋とも呼風俗候へ、魚類干鯛問屋仲買一同致と言、勿論御免之市場在之候余光ニ而候(後略)<sup>(9)</sup>

「水上津出シ之弁利」および大阪商人資本の漁場開発によって取引高が増大し、魚類や干鯛を取扱う商人の居住地が急速に拡大した事実によって尼崎・堺などのこの面の機能の後退はおおいがたかつたであろう。<sup>(10)</sup>

伏見は松平忠明の大阪在城以来、政略上の価値を失い、また町民多数の居住によって商業上の価値を減じ、ことに幕府みずから大阪を領するに及んで、もはや伏見城存在の必要を認めなくなった。元和五年幕府は伏見城を廢し、番衆を大阪に移し、時の伏見城番内藤信正を大阪城代に、また伏見大番頭松平豊前守勝政、松平石見守輝澄を大阪大番頭に任じ、ついで目付久貝因幡守正俊、鉄砲頭島田越前守直時を両町奉行に任命した。これは淀川川口の大阪の開発・発展によって、その上流にあった伏見の政治経済的地位の後退を示すものである。

(しかし、江戸前期においてのみ、大阪周辺都市の機能の低下がみられたとは限らない。江戸前期を通じて、河内木綿の集散市場であった平野郷町の綿市場としての機能は、平野郷における綿作の発展にもかかわらず、享保前後に漸次大阪綿問屋に奪われ、大阪に従属する過程がみられる。)<sup>(11)</sup>

### (三) 大阪の専門問屋

近世城下町における同業者の集住と同じく、大阪においても秀吉のころから同業者集住は明確になっており、新しい町・堀の開発にあたっては、同じ現象がみられる。しかしながら、遠国物産については、積み登る船は多種類の物産を積んでいるのが普通であり、各種物産がそれぞれの専門問屋に入荷したわけではなく、薩摩国問屋とか土佐国問

屋と称せられる国名を冠した問屋(国問屋)に送りこまれるのが一般であった。江戸初期には、特定産物のみをあつかう専門問屋(專業問屋)の成立は未熟であった。従つて大阪に入荷した産物は多くの場合、国問屋に入荷し、そこから専門仲買へ売りさばかれる経路をたどつたものと推察される。初期の国問屋の業態は明確ではないが、宮本又次教授の研究によると、この国問屋は中後期にその業態があまりかになる荷受(荷請)問屋にあたるものである。すなわち、国問屋は特定の領国あるいは地方の諸物産の売捌きを引受ける問屋である。江戸前期においては専門商品名を付した問屋が後述するように極めて少数であり、相当多量入荷していたと推察される商品について、その専門問屋が存在しない場合が非常に多いからそう考えざるをえないのである。

元和元年(一六一五)より慶安四年(一六五二)に至る十七世紀前半において、問屋の名称を名のつた業種はきわめて少数であった。<sup>(4)</sup>寛永年間京橋一丁目において開始せられた綿市場に参加せる商人が正保年間に(一六四四—一六四八)綿市問屋と称したこと、元和二年に創業の京口油問屋、同三年の江戸積油問屋はその発生の由来が明確であるが、同期間において問屋の発生していたと推定されるのは、青物商・生魚商・塩魚商・鮎商・材木商・木綿商(のちの江戸組毛綿仕入問屋)である。青物商については、承応二年(一六五二)天満へ移転したとき問屋業を営むもの三二名といわれる。靱・天満両町の魚商人中、元和初年をもって上魚屋町に移転した生魚商一七人は十七軒会屋(会屋は問丸または問屋に同じ)といったが、その起りはいつかはつきりしない。天和三年に仲買が発生したから、それまでは、厳密な問屋ではなかったと思われる。鮎市場商人は松平忠明のとき着御用札をうけ、川魚・海魚を納入していたが、のち年寄五名は問屋、五組五〇名は仲買となった。材木商については、諸國山方仕出人より木材を引受け、市売・入札売・相對売の三法をもって仲買に販売する者を問屋、問屋より購入してこれを地方および市中に販売する者を仲買といった。そのほか同業者集団として存在したことが記録上はつきりしている業種は、質屋仲間、古手屋仲間、古金屋

仲間、糸割符商人、銅屋仲間などである。

以上の事実からみれば、十七世紀前半において、專業問屋また專業問屋類の取引組織が成立していた業種はきわめて限られたものであり、貿易および警察的取締りの必要上生れたもの以外については、それら業種の特徴は、大阪およびその周辺の生産・消費に関係がある青物・生魚・鮒・綿・木綿・業種油などの業種および近隣諸国の農業生産に用いられる干鰯、大阪市・伏見・京などが需要したと思われる材木などに限られるのである。大阪がこの段階でいわゆる全国的な集散市場となったとはいえず、むしろ、基礎的諸条件がととのえられつつあった時期であったというべきであろう。相当多量に入荷・出荷したと想像されるのに、それを取あつかう組織が明確となっていない諸業種について、ある程度事情がきらかになるのは十七世紀後半である。

- (1) 『大阪市史』第一、一一九頁。
  - (2) 同、一二一頁。
  - (3) 同、一七三頁。
  - (4) 幸田成友『江戸と大阪』二一頁、一九三四年、富山房。
  - (5) 『大阪市史』第一、および幸田前掲書による。
  - (6) 『大阪市史』第一、三五〇頁。
  - (7) 『大阪編年史』(大阪市役所蔵)
  - (8) 宮本又次『近世商業経営の研究』(一九四八年、大八洲出版)のうち、第三部を参照のこと。
  - (9) 『大阪編年史』(大阪市役所蔵)
  - (10) 『大阪市史』第一、三四九―三五〇頁。
- (11) 私は、初期特権商人をつぎのように考えている。すなわち、それは幕藩体制成立期に幕藩領主権力の権力獲得または権力確立に寄与した有力商人またはその子孫であって、その寄与の代償として、幕藩領主階級の物資調達ないしは販売にあたって一定の有利な権利を与えられているもの、であって、具体的には薩摩屋仁兵衛、尾州茶屋家(中田易直、江戸時代の呉服師、歴

史教育、九卷一〇号。同、元禄享保期尾州茶屋経営史、日本歴史、昭和三十六年一〇月号、参照などである。

(12) 「三町御開発塩魚干鰯問屋由緒書并ニ雜除場之由来」(『大阪市史』第五、六三一—二頁)

(13) 大阪・尼崎・堺の干鰯取引の相関関係については、以上の史料より推察したとどまる。「堺市史」第三卷(四二五—六頁)

は、元禄以降の堺の衰退の原因として、新大和川改さくによる港の条件の悪化のほかに、大阪の発達の影響を指摘している。

(14) 山口之夫「封建崩壊期における摂津平野郷の変質過程」(ヒストリア、二〇号、一九五七年)。

(15) とくに宮本又次「日本近世問屋制の研究」刀江書院、一八四—二二〇頁、「続日本近世問屋制の研究」(一九五四年、三和書房)、二二三頁以下。

(16) 以下は『大阪市史』第一による。

### 三 十七世紀後半における問屋制確立およびその意味

大阪においては、寛文期(一六六一—一六七三)は幕府の問屋仲間の公認、両替商の公認(寛文二年)、十人両替の成立(同十年)によって特徴づけられる。<sup>(1)</sup>これは制度の側面であるが、商品流通の面に目を転ずると、年貢米市場以外の一般物産市場の成立が明確になった時期である。ただし、これにはつぎの諸条件がある。

(一) 商品によって問屋制度、市場機構の発達は多様であり、米以外の一般物産市場の成立という場合には、詳細の不明な現段階では、これを寛文から元禄までぐらいの幅をもって考える必要がある。たとえば、ある商品の專業問屋の存在がある時点であきらかになっても、そのときにこの專業問屋が発生したとはかぎらないからである。従って現在のところは、一般物産市場の成立は十七世紀後半である、と表現しておく。

(二) 業種のちがいによって市場成立の時期に差のあることに注意しなければならない。すでに指摘したように、菜種油、綿、布など畿内の生産物や大阪における消費と関係の深い商品に関して專業問屋が早くできる。たとえば、米・青物・魚・材木に関しては、慶長年間に市場が作られていたようである。綿市場は寛永年間、京口油問屋は元和

二年、江戸積酒屋は元和三年、質・古手・古金仲間は寛永・正保頃にはできていた。その他一般の諸物産の取引組織は確立していなかったようであり、それらについて、專業問屋が成立するのは、一六五〇年(承応年間)以降とみられる。延宝年間(一六七三—一六八二)の『難波雀』の記載によると、当時の問屋は第二表のとおりである。

京都・江戸・長崎関係の問屋以外では、紙・木綿関係・薪・材木・魚・野菜などの問屋が多く、若干のものを除けば、畿内特産に関するもの、大阪市中の消費に関するものが多い。これら物産については、早くから多量で恒常的な産品流通が行われていたため、それに応じて早くから流通組織が整備されたのである。

第2表 延宝年間の問屋数(一部問屋以外のを含む)

『難波雀』(延宝7年[1679]刊)より

質 屋 345	たばこ問屋 11	備後復興問屋 2	舟板材木問屋 7	ほしか問屋 2	小力庵丁中買 2	秤 神善四郎 普 10
京衣物買問屋 10	煎茶問屋 15	平戸鯨油問屋 1	地めうしるか い蔵木須問屋 8	生魚問屋 16	江戸廻し酒屋 1	両 米相場問屋 3
長崎問屋 21	鉄問屋 7	あい玉問屋 1	木地問屋 2	塩魚干石問屋 19	同燻油屋 7	大 材木問屋 1
江戸大廻し船問屋 17	木臘問屋 9	唐水問屋 3	肥前いまり焼物問屋 6	北國者問屋 4	京燻油屋 3	西園下ッ燻油屋 1
江戸大廻し樽問屋 3	木臘問屋 9	土佐材木問屋 6	備前焼物問屋 2	鳥問屋 3	計 (Circled) 378	石 瓦引屋 1
紙問屋 24	京買物問屋 9	尾張 〃 4	薩摩問屋 6	鯉ぶし問屋 4	御用問屋人	瓦 引屋 1
木綿問屋 8	薪問屋 27	紀伊国 〃 6	紀州〇〇問屋 2	八宮屋物問屋 20	銀座 高麗橋河誓町	板 屋 2
布問屋 11	炭問屋 7	北国 〃 2	砥石問屋 2	干物中買 3	朱塗 本町老丁目	味噌 屋 2
木わた問屋 17	熊野炭問屋 3	阿波 〃 2	銅ふきや 3	石 灰 屋 3	銀座 分銅 同町新右エ門	

注. 一部に問屋でないものを含んでいるが、原本のままにしておく。

(三) 特定の物産を取あつかう専門問屋は、当時多く存在したと思われる諸物産を引受け売捌く荷受問屋と性格を異にし、後者は商品ごとの分化が行われていない。荷受問屋が衰退して専門問屋が発達するという宮本又次教授の指摘は、原則的に、長期的には、問屋制発達の段階区分として妥当性をもつが、荷受問屋が引受けた諸商品を専門問屋(仲買)に送りこむ場合も考えられるから、一定の段階までは荷受問屋を通じた商品流通量が増大して、専門問屋の発達をうながす場合も考えておかねばならない。後節で示すように、こうした時期が江戸前期(十七世紀)であり、江戸前期には荷受問屋が発達し、地方から大阪へ積出される物産の流通機構の主流を占めたと推察される。

以上の限定をつけた上でなお、十七世紀後半期には、大阪において問屋制度の成立が明確化し、幕藩制的分業の結節点としての役割を果たす新たな段階に入ったといえる。幕藩体制のなかに位置づけられた大阪の地位の実現は、この時期に達成されたのである。米納年貢を含めた剰余生産物の消費機構および領国における農業生産に必要な手工業生産物の調達機構としての大阪の地位は、十七世紀前半における諸堀川の開さく・整備や重要手工業生産の独占政策(例えば銅の精錬)にあらわれており、これら諸政策は、大阪をして全国(すくなくとも西日本)の経済を支配させ、統轄させる意図をあらわしており、十七世紀後半の問屋制の成立は、このラインの上に位置づけられるものである。その有力な証拠は、原則的に商人職人仲間の結成を禁じていた十七世紀後半に、すでに問屋仲間の公認を行い、取引系統を確定しはじめたことである。江戸初期以来一貫してとられてきた商人職人仲間の禁止政策は、大阪においては慶安元年(一六四八)、明暦元年(一六五五)、万治元年(一六五八)、寛文六年(一六六六)、同八年(一六六八)、同十年(一六七〇)と、十七世紀中葉までに六回の触書に示されている。<sup>3)</sup>

慶安元年四月五日の触書には、その冒頭に

「定

一諸商売事

右朱銀兩座之外、私之座を定事、先規より御停止たり、面々心次第売買いたすべし、若有遠背之輩者奉行所へ告来へし、穿鑿之上急度可申付也

(後略)

とあって、その後明暦元年十月十一日、万治元年同月同日にこれをくり返し、さらに万治元年十月二十三日には、この触を適用して四ツ橋の薪市を禁止した。

「覚

一薪商売ニ付而、長堀四橋ニて先年無之薪市を立、問屋中買ヲ集メ致商売、故、薪高直ニ成リ、諸人致迷惑、由申、事、

一新市立、儀、従、先、規、御、法、度、ニ、条、向、後、四、橋、ハ、勿、論、何、方、ニ、而、も、市、を、立、薪、商、売、一、切、仕、間、敷、事、

一従方ミ薪積登汎船之儀、前ミ有来、心次第船を着ケ、可致商売以事、

右之通可相守之、若座を立、新市を企、者於有之ハ穿鑿之上急度牢舎可申付、(此旨脱カ)町中へ可相触者也、

ここでは薪商人が座的な結合をなすこと、あるいは新市をたてることの双方が、「私之座」を定めることの禁令に違反するものと考えられているようである。要するに、「心次第」の売買をなすべきであって、それさまたげる懸念のある行為が禁ぜられているのであって、同じ趣旨の禁令が寛文六年九月二十九日、同八年正月十一日、同十年正月十一日に出されている。「大阪市史」には、明暦元年以降の触書は見出しだけしか記されていないが、これは内容の重複のため、略されたものと考えてさしつかえなからう。

そしてこの種の触は寛文十年のそれを最後として、以後あらわれなくなり、一方、問屋仲間の公認、株仲間許可の政策が進行するのである。ことに注意すべきは、一般的には、寛文期はもちろんそれ以後も、右の商人仲間結成の禁

止令は生きているはずであるのに、かたわら個別的に問屋仲間の保護政策が進行している点である。もちろん、質屋・古道具屋などについては治安の必要上、類似の現象が早期よりあらわれているし、銅吹屋についても同様であった。しかし大阪では寛文期に至って、一般物産についてこうした政策が現われたのであって、この時期に商業政策の転換を認めねばならない。それは商人仲間の機能を通しての商品流通の規制である。具体的にこの点をみておこう。

油問屋に関しては、寛文年間に油荷受問屋、江戸積問屋、京口問屋、絞油商、仲買等の区別を立て、各自株仲間と唱えた。「諸問屋沿革調」はつぎのように記している。

「大阪油問屋

豊臣家治世の後当地繁盛に随ひ、摂津国遠里小野村を始め、其他諸方油職の者当地輻集し油を製出す、然るに徳川家式代将軍江戸城建築せられし時より、川原崎某該地方へ油輸送を起発し、夫れより漸々盛大に至りしに依り、該地へ油問屋の支店を開き廻漕するに至る、而して諸国より油買求人輻輳す、就中、京都・大津より最も多し、加ふるに御用勤む故、京橋三丁目と鹿島屋三郎右衛門方を旅宿とす、是れを京口問屋とす、油職に商議し、摂河泉和州等の油を輸入するを以て、五畿内豪商の者と協同し、当地に拾三軒の支店を置き、諸国油荷受問屋を創立す、然るに油時価一定の相場無之、就では諸国買求人より指直注文、或は時々應對の売買するが故に、渋滞の弊なき不能れば、屢々商則設立協議中、寛文年間諸商業商則を被設、油荷受問屋、江戸積問屋、京口問屋、絞油商、仲買等の区別を立て、各自株仲間を名唱す、且つ斗量建桶と唱へ斛目尺度等取極めらる、其節京橋三丁目は買求人輻輳する処なるを以て、売買立会基立の場所とす、同所に於て油相庭の許可を得る。

同様の叙述は「東京諸問屋沿革志」<sup>(6)</sup>にもあり、やはり寛文年間大阪において、右の諸株仲間が成立したと記している。<sup>(6)</sup>

綿商については大阪東町奉行石丸定次が、綿市問屋を三所綿布問屋と改称せしめ、十七名の問屋を株にし、旧慣に従って営業せしめ、仲間以外にて類似の業を営むものがあるときは、これを公権によって禁ずることとした。『三所綿市問屋作法書』には、「其後寛文之頃に至り、町奉行石丸石見守様御在勤中、諸株御改之砌、当仲間之儀三所綿市

問屋株と改奉蒙御改、難有渡世相統仕来候、然処延宝二寅年、当仲間似寄之渡世致候者有之候に付、其旨御願奉申上候処、石丸石見守様、彦坂彦岐守様於御前、無株にて綿市問屋類似之渡世不相成旨被為仰付、早速御差留被為成下難有奉存候御事」と記されている。また定次は、寛文六年七月二十一日に綿屋仲間を許可し、年行司十人を定めた。「綿屋仲間判形帳」(宝曆十年)には「練綿仲間之儀は寛文中、石丸石見守様御赦免被為成下、御当地徘徊仕候綿一式の中買渡仕来り難在渡世相統仕、不埒成濕綿売買為不仕、古来より仲間へ拾人之年行司被為仰付御法度趣奉畏候事」とあり、その後近在農民が綿屋仲間の手をへず綿花を諸問屋に売却することがあり、延宝四年にはこれを禁じている。

そのほか、天満市場の保護がある。寛文・延宝年間、道頓堀川太左衛門橋畔に新青物市場が生れ、天満市場の伝統を脅やかしたので、これを禁止し、天満を保護した。<sup>(8)</sup>

これらの業種は、さきにもべたとおり、油・綿・青物に関するものであり、いわゆる楽市楽座政策の転換は、大阪およびその周辺の生産と消費に規定されて行われたものである。図式的にいえば、土農工商という幕藩制的階層序列のなかに位置づけられない、いわゆる初期特権商人が解体し、幕藩制的な城下町問屋商人の流通掌握が可能となった段階になると、座・仲間結成禁止の政策は転換する条件ができる。幕藩領主階級に転化しなかった土蒙的農民が江戸時代初期の段階において、「小領主」的性格をもち、幕藩制的秩序を破壊する可能性をはらんでいたと同様、初期の商品流通を握っていた大商人は領主権力と密着しつつも、たえず、みずから具備したところの多面的な機能によって、剰余労働収取の実現過程において、領主取分を大幅に削減しつつ致富し、幕藩体制を破壊する可能性をもっていた。問屋制の発達によって商人資本の機能は分化し、こうした初期問屋商人の存在基盤は崩され、その包括的な機能は、廻船業者、両替商、問屋商人にひきつがれる。したがってこうした機能分化を実現しつつ幕藩制の再生産を媒介する

問屋制度の出現は、幕藩権力にとって肯定されるべき性格のものであった。

- (1) 関山直太郎「十人両替考」(『日本貨幣金融史研究』所収、一九四三年、新経済社)、作道洋太郎「近世大阪両替商経営の形成過程——十人両替の創設と鴻池両替店——」(『パンキング』、第一七五号、一九六二年)参照。
- (2) 宮本文次『続日本近世問屋制の研究』第六章「諸物品問屋の衰頽と専門問屋化」その他。
- (3) 『大阪市史』第三、の当該年度を参照のこと。
- (4) 『日本財政経済史料』第三卷一九七—八頁。
- (5) 同書、第三卷、一一九頁。
- (6) 一九六二年春の大阪歴史学会近世史部会において八木哲浩氏から、「寛文年間に大阪で株仲間を許可された事実はないのではないか」という意味の御教示を得たが、私は従来の指摘に従う。
- (7)(8) 以上綿商については、宮本文次「大阪東町奉行石丸定次」(『経済史研究』第一三卷第一号、一九三五年)による。なお寛文・延宝期の株仲間問題については、同論文を参照のこと。

(未完)